

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

国 外 事 業 所 等 の 名 称			1		所	在		地	3			
国 名 又 は 地 域 名			2		主	た		る	事 業	4		
銀行等以外の内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細												
資 本 配 賦 原 則 法	総資産の帳簿価額の平均残高			5		リ ス ク 資 産 資 本 比 率 比 準 法	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			15	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高			6			比 較 対 象 法 人 の 状 況	名 称		16		
					本主事の店た務所又は所在			国 名 又 は 地 域 名		17		
								所 在 地		18		
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			7				主 た る 事 業		19		
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			8				比 較 対 象 事 業 年 度		20	：	
資 本 配 賦 簡 便 法	総資産の帳簿価額の平均残高			10		簿 価 資 産 資 本 比 率 比 準 法	国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額の平均残高			25		
	総負債の帳簿価額の平均残高			11			比 較 対 象 法 人 の 状 況	名 称		26		
					本主事の店た務所又は所在			国 名 又 は 地 域 名		27		
								所 在 地		28		
	事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額			12				主 た る 事 業		29		
	事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額			13				比 較 対 象 事 業 年 度		30	：	
規 制 上 の 資 本 配 賦 法	国外事業所等帰属資本相当額 $((5)-(6)) \times \frac{(7)}{(8)}$ (マイナスの場合は0)			9		リ ス ク 資 産 規 制 資 本 比 率 比 準 法	比較対象事業年度の時の貸借対照表に計上されている純資産の額			21	円	
							比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			22		
							リスク資産資本比率 $\frac{(21)}{(22)}$			23	%	
	国外事業所等帰属資本相当額 $((10)-(11)) \times \frac{(12)}{(13)}$ (マイナスの場合は0)			14			国外事業所等帰属資本相当額 $(15) \times (23)$			24	円	
	総資産の帳簿価額の平均残高			35	円		比 較 対 象 法 人 の 状 況	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			45	円
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			36				本主事の店た務所又は所在	名 称		46	
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			37					国 名 又 は 地 域 名		47	
	国外事業所等帰属資本相当額 $(35) \times \frac{(36)}{(37)}$			38					所 在 地		48	
	信用リスク額			39					主 た る 事 業		49	
	(39)のうち貸出債権リスク額			40					比 較 対 象 事 業 年 度		50	：
$\frac{(39)}{(37)}$			41	%	比較対象事業年度終了の時の規制上の自己資本の額			51	円			
$\frac{(40)}{(39)}$			42		比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			52				
国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額			43	円	リスク資産規制資本比率 $\frac{(51)}{(52)}$			53	%			
(41) > 80 % かつ (42) > 50 % である場合 $(35) \times \frac{(43)}{(40)}$			44		国外事業所等帰属資本相当額 $(45) \times (53)$			54	円			